

共通事項（堺市上下水道事業管理者発注分） 新旧対照表（抜粋）

令和7年1月版

3 入札参加資格審査申請に関する事項
 入札参加者は、申請締切日までに次のとおり申請を行い、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 ただし、申請締切日を過ぎると申請の取下げは認められないので、十分検討の上、申請を行うこと。
 (1)～(6) (略)
 (7) 本市（上下水道局を含む。）発注の建設工事に申請する場合において、開札の結果、複数の案件で落札候補者になったこと等により、自社の配置可能な技術者等（個別事項に定める要件及び後記25に定める事項を全て満たすものに限る。）が不足し、適正な配置ができない場合は、当該案件の入札を無効とする。また、同一月を含む同一年度に発注した案件において技術者等の配置不能を2件以上生じさせた場合（真にやむを得ない理由（技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は自己都合による退職等）による場合を除く。）は、入札参加停止の対象となるため、注意すること。
 なお、本市（上下水道局を含む。）発注の建設工事における技術者等の配置可能範囲については、下表のとおりとする。

工事（他自治体及び民間発注工事を含む。）への配置状況	当該技術者等を現場代理人又は主任技術者として配置できる本市（上下水道局を含む。）発注工事の件数		当該技術者等を監理技術者として配置できる本市（上下水道局を含む。）発注工事の件数
	4,000万円未満(※1)の工事への配置	4,000万円以上(※2)の工事への配置	
未配置	2件	1件	1件 (2件※4)
未配置 <u>(営業所専任技術者)</u>	1件	0件	0件 (1件※5)
現場代理人又は主任技術者として以下の工事に配置されている場合			
1件の4,000万円未満(※1)の工事に配置済	1件(※3)	0件	0件
1件の4,000万円未満(※1)の工事に配置済 <u>(営業所専任技術者)</u>	0件	0件	0件
2件の4,000万円未満(※1)の工事に配置済	0件	0件	0件

令和7年2月版

3 入札参加資格審査申請に関する事項
 入札参加者は、申請締切日までに次のとおり申請を行い、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 ただし、申請締切日を過ぎると申請の取下げは認められないので、十分検討の上、申請を行うこと。
 (1)～(6) (略)
 (7) 本市（上下水道局を含む。）発注の建設工事に申請する場合において、開札の結果、複数の案件で落札候補者になったこと等により、自社の配置可能な技術者等（個別事項に定める要件及び後記25に定める事項を全て満たすものに限る。）が不足し、適正な配置ができない場合は、当該案件の入札を無効とする。また、同一月を含む同一年度に発注した案件において技術者等の配置不能を2件以上生じさせた場合（真にやむを得ない理由（技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は自己都合による退職等）による場合を除く。）は、入札参加停止の対象となるため、注意すること。
 なお、本市（上下水道局を含む。）発注の建設工事における技術者等の配置可能範囲については、下表のとおりとする。

工事（他自治体及び民間発注工事を含む。）への配置状況	当該技術者等を現場代理人又は主任技術者として配置できる本市（上下水道局を含む。）発注工事の件数		当該技術者等を監理技術者として配置できる本市（上下水道局を含む。）発注工事の件数
	4,500万円未満(※1)の工事への配置	4,500万円以上(※2)の工事への配置	
未配置	2件	1件	1件 (2件※4)
未配置 <u>(営業所技術者（特定営業所技術者を含む。以下同じ。))</u>	1件	0件	0件 (1件※5)
現場代理人又は主任技術者として以下の工事に配置されている場合			
1件の4,500万円未満(※1)の工事に配置済	1件(※3)	0件	0件
1件の4,500万円未満(※1)の工事に配置済 <u>(営業所技術者)</u>	0件	0件	0件
2件の4,500万円未満(※1)の工事に配置済	0件	0件	0件

1件の4,000万円以上(※2)の工事に配置済	0件	0件	0件
監理技術者又は監理技術者補佐として配置されている場合			
監理技術者として工事に配置済	0件	0件	0件(1件※4)
監理技術者補佐として工事に配置済	0件	0件	0件
<p>※1 この表において、4,000万円未満の工事とは、単価契約による工事及び1件の請負金額(税込)が4,000万円(建築一式工事は8,000万円)未満の工事をいう。</p> <p>※2 この表において、4,000万円以上の工事とは、1件の請負金額(税込)が4,000万円(建築一式工事は8,000万円)以上の工事をいう。</p> <p>※3 他自治体又は民間発注工事に現場代理人として既に配置されている場合は、現場代理人として配置できないため、主任技術者として配置できる件数を1件とする。</p> <p>※4 後記25(8)に規定する監理技術者の兼任要件を満たす場合に限る。</p> <p>※5 単価契約による工事又は請負金額(税込)が4,000万円(建築一式工事は8,000万円)未満の工事に監理技術者として配置する場合に限る。</p> <p>※ 他の技術者(監理技術者(特例監理技術者を含む。)、監理技術者補佐又は主任技術者以外の技術者をいう。)として工事に配置されている場合は、申請した工事の開札結果に応じて、速やかに既に配置されている工事の職務を解くことができる場合に限り、配置済の工事に計上せず、未配置として取り扱うものとする。</p> <p>※ 個別事項において兼任を認めない旨の要件が設定されている工事に配置されている技術者等については、いずれの工事にも配置できない。</p> <p>※ 既に工事に配置されている技術者等であっても、以下の(1)、(2)又は(3)に該当する場合は、配置済の工事を「未配置」として扱うものとする。</p> <p>(1) 申請する工事の契約締結日までに、配置済の工事の完成検査が終了する場合(ただし、特記仕様書等の書面で、申請する工事の現場施工に着手する日が明確になっており、現場代理人、監理技術者(特例監理技術者を含む。)、主任技術者又は監理技術者補佐として配置済の工事が、単価契約による工事又は請負金額(税込)が4,000万円(建築一式工事は8,000万円)未満の工事であるときは、申請する工事の現場施工に着手するまでに配置済の工事の完成検査が終了する場合とする。)</p> <p>(2) 申請する工事の契約締結日までに、技術者等の変更により配置済の工事に従事しなくなる場合(ただし、配置済の工事が本市(上下水道局を含む。)発注の工事の場合は、申請する工事の入札書提出締切日までに、技術者等の変更に必要な書類を提出すること。また、入札書提出締切日までに、配置済の工事の技術者等の変更が認められない場合は、当該工事の入札を辞退すること。)</p> <p>(3) 申請する工事が、配置済の工事の専任を要しない期間内に終了する場合(ただし、配置できる工事が国土交通省において定められている最新の監理技術者制度運用マニュアルにおいて限定されており、申請ができない場合があるため注意すること。)</p>			
(8) (略)			

1件の4,500万円以上(※2)の工事に配置済	0件	0件	0件
監理技術者又は監理技術者補佐として配置されている場合			
監理技術者として工事に配置済	0件	0件	0件(1件※4)
監理技術者補佐として工事に配置済	0件	0件	0件
<p>※1 この表において、4,500万円未満の工事とは、単価契約による工事及び1件の請負金額(税込)が4,500万円(建築一式工事は9,000万円)未満の工事をいう。</p> <p>※2 この表において、4,500万円以上の工事とは、1件の請負金額(税込)が4,500万円(建築一式工事は9,000万円)以上の工事をいう。</p> <p>※3 他自治体又は民間発注工事に現場代理人として既に配置されている場合は、現場代理人として配置できないため、主任技術者として配置できる件数を1件とする。</p> <p>※4 後記25(8)に規定する監理技術者の兼任要件を満たす場合に限る。</p> <p>※5 単価契約による工事又は請負金額(税込)が4,500万円(建築一式工事は9,000万円)未満の工事に監理技術者として配置する場合に限る。</p> <p>※ 他の技術者(監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者以外の技術者をいう。)として工事に配置されている場合は、申請した工事の開札結果に応じて、速やかに既に配置されている工事の職務を解くことができる場合に限り、配置済の工事に計上せず、未配置として取り扱うものとする。</p> <p>※ 個別事項において兼任を認めない旨の要件が設定されている工事に配置されている技術者等については、いずれの工事にも配置できない。</p> <p>※ 既に工事に配置されている技術者等であっても、以下の(1)、(2)又は(3)に該当する場合は、配置済の工事を「未配置」として扱うものとする。</p> <p>(1) 申請する工事の契約締結日までに、配置済の工事の完成検査が終了する場合(ただし、特記仕様書等の書面で、申請する工事の現場施工に着手する日が明確になっており、現場代理人、監理技術者、主任技術者又は監理技術者補佐として配置済の工事が、単価契約による工事又は請負金額(税込)が4,500万円(建築一式工事は9,000万円)未満の工事であるときは、申請する工事の現場施工に着手するまでに配置済の工事の完成検査が終了する場合とする。)</p> <p>(2) 申請する工事の契約締結日までに、技術者等の変更により配置済の工事に従事しなくなる場合(ただし、配置済の工事が本市(上下水道局を含む。)発注の工事の場合は、申請する工事の入札書提出締切日までに、技術者等の変更に必要な書類を提出すること。また、入札書提出締切日までに、配置済の工事の技術者等の変更が認められない場合は、当該工事の入札を辞退すること。)</p> <p>(3) 申請する工事が、配置済の工事の専任を要しない期間内に終了する場合(ただし、配置できる工事が国土交通省において定められている最新の監理技術者制度運用マニュアルにおいて限定されており、申請ができない場合があるため注意すること。)</p>			
(8) (略)			

18 入札参加資格の事後審査

(1)・(2) (略)

(3) 落札候補者は、落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して4日後（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。）（必着）までに、次のアからコまでの事後審査書類を原則として郵送で事業サポート課に提出すること。

なお、やむを得ず窓口へ持参する場合は、落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して4日後（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。）の午後5時までに、事業サポート課に提出すること。

ア・イ (略)

ウ 技術者資格が確認できるもの（下表2に規定するものに限る。）

(表2)

配置する技術者の種類		確認書類
主任技術者 総括責任者 統括監理員 管理技術者	国家資格等を有する者	国家資格等を有していることが確認できるものの写し（各技術検定の合格証明書等）
	実務経験を有する者	技術者等経歴書（本市様式）
監理技術者 <u>（特例監理技術者を含む。）</u>		監理技術者資格者証の写し（表裏両面）
監理技術者補佐	主任技術者及び1級施工管理技士補の資格を有する者	主任技術者資格が確認できるもの（本表に規定するものに限る。）及び1級施工管理技術検定の第1次検定の合格証明書の写し
	1級施工管理技士の資格を有する者	1級施工管理技術検定の合格証明書の写し
	監理技術者の資格を有する者	監理技術者資格者証の写し（表裏両面）
※ 別途個別事項に技術者等について条件設定等があるものについては、個別事項に規定される確認書類を併せて提出すること。 ※ 上記「国家資格等を有する者」に該当する場合で、当該資格が取得後に実務経験が必要となる資格（第2種電気工事士、給水装置工事主任技術者等）である場合は「国家資格等を有していることが確認できるものの写し」と併せて「技術者等経歴書（本市様式）」の提出を求める場合がある。		

エ～カ (略)

キ 現場代理人・技術者兼任審査申請書兼誓約書又は特例監理技術者兼任審査申請書兼誓約書（建設工事において、落札候補者となった工事に配置する現場代理人、監理技術者又は主任技術者を、後記25の（8）、（9）又は（10）の規定により兼任させる場合に限り、現場代理人又は主任技術者の

18 入札参加資格の事後審査

(1)・(2) (略)

(3) 落札候補者は、落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して4日後（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。）（必着）までに、次のアからコまでの事後審査書類を原則として郵送で事業サポート課に提出すること。

なお、やむを得ず窓口へ持参する場合は、落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して4日後（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。）の午後5時までに、事業サポート課に提出すること。

ア・イ (略)

ウ 技術者資格が確認できるもの（下表2に規定するものに限る。）

(表2)

配置する技術者の種類		確認書類
主任技術者 総括責任者 統括監理員 管理技術者	国家資格等を有する者	国家資格等を有していることが確認できるものの写し（各技術検定の合格証明書等）
	実務経験を有する者	技術者等経歴書（本市様式）
監理技術者		監理技術者資格者証の写し（表裏両面）
監理技術者補佐	主任技術者及び1級施工管理技士補の資格を有する者	主任技術者資格が確認できるもの（本表に規定するものに限る。）及び1級施工管理技術検定の第1次検定の合格証明書の写し
	1級施工管理技士の資格を有する者	1級施工管理技術検定の合格証明書の写し
	監理技術者の資格を有する者	監理技術者資格者証の写し（表裏両面）
※ 別途個別事項に技術者等について条件設定等があるものについては、個別事項に規定される確認書類を併せて提出すること。 ※ 上記「国家資格等を有する者」に該当する場合で、当該資格が取得後に実務経験が必要となる資格（第2種電気工事士、給水装置工事主任技術者等）である場合は「国家資格等を有していることが確認できるものの写し」と併せて「技術者等経歴書（本市様式）」の提出を求める場合がある。		

エ～カ (略)

キ 現場代理人・技術者兼任審査申請書兼誓約書又は監理技術者兼任審査申請書兼誓約書（建設工事において、落札候補者となった工事に配置する現場代理人、監理技術者又は主任技術者を、後記25の（8）、（9）又は（10）の規定により兼任させる場合に限り、現場代理人又は主任技術者の兼任に

兼任にあつては、現場代理人・技術者兼任審査申請書兼誓約書を、特例監理技術者の兼任にあつては、特例監理技術者兼任審査申請書兼誓約書を提出すること。)及び当該書類に記載した既に配置済みの工事の契約書等の写し(受注者名、工事名、工事場所、請負代金額、工期、配置予定技術者等が確認できるものを含む。)

なお、契約書等の写しの提出にあつては、現場代理人・技術者兼任審査申請書兼誓約書又は特例監理技術者兼任審査申請書兼誓約書に記載した工事がコリンズに受注登録がない場合に限る。

ク～コ (略)

(4) 現場代理人・技術者兼任審査申請書兼誓約書又は特例監理技術者兼任審査申請書兼誓約書を提出した場合で、事業サポート課から兼任が認められない旨の通知を受けた落札候補者は、当該通知を行った日の翌日から起算して2日後(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。)の午後5時までに、事後審査書類のうち事業サポート課が指定する書類を事業サポート課に提出すること。

(5)～(9) (略)

25 技術者等について

(1) 技術者等の取扱いに関する用語の定義は、次のとおりとする。

ア・イ (略)

ウ 特例監理技術者

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。

エ 監理技術者補佐

建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者をいい、建設業法施行令第28条各号のいずれかに該当するものとする。

(建設業法施行令第28条より抜粋)

(1)・(2) (略)

オ～ク (略)

(2)・(3) (略)

(4) 技術者等は、申請締切日現在で当該事業所との直接的かつ恒常的な雇用関係が前記18の(3)のイに規定する書類により確認できる者とする。ただし、個別事項において監理技術者の配置を要件としている建設工事に配置する監理技術者(特例監理技術者を含む。)、個別事項において監理技術者又は主任技術者の配置を要件としている建設工事に配置する監理技術者(特例監理技術者を含む。)又は主任技術者(請負金額(税込)4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上の建設工事に配置する者に限る。)及び特例監理技術者による兼任を予定している建設工事に配置する監理技術者補佐にあつては、申請締切日現在において雇用期間が3か月を経過していることが前記18の(3)のイに規定する書類により確認できる者に限る。なお、在籍出向者及び派遣社員にあつては、次のアからエまでのいずれかの通知に該当し、直接

あつては、現場代理人・技術者兼任審査申請書兼誓約書を、監理技術者の兼任にあつては、監理技術者兼任審査申請書兼誓約書を提出すること。)及び当該書類に記載した既に配置済みの工事の契約書等の写し(受注者名、工事名、工事場所、請負代金額、工期、配置予定技術者等が確認できるものを含む。)

なお、契約書等の写しの提出にあつては、現場代理人・技術者兼任審査申請書兼誓約書又は監理技術者兼任審査申請書兼誓約書に記載した工事がコリンズに受注登録がない場合に限る。

ク～コ (略)

(4) 現場代理人・技術者兼任審査申請書兼誓約書又は監理技術者兼任審査申請書兼誓約書を提出した場合で、事業サポート課から兼任が認められない旨の通知を受けた落札候補者は、当該通知を行った日の翌日から起算して2日後(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。)の午後5時までに、事後審査書類のうち事業サポート課が指定する書類を事業サポート課に提出すること。

(5)～(9) (略)

25 技術者等について

(1) 技術者等の取扱いに関する用語の定義は、次のとおりとする。

ア・イ (略)

ウ 監理技術者補佐

建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者をいい、建設業法施行令第29条各号のいずれかに該当するものとする。

(建設業法施行令第29条より抜粋)

(1)・(2) (略)

エ～キ (略)

(2)・(3) (略)

(4) 技術者等は、申請締切日現在で当該事業所との直接的かつ恒常的な雇用関係が前記18の(3)のイに規定する書類により確認できる者とする。ただし、個別事項において監理技術者の配置を要件としている建設工事に配置する監理技術者、個別事項において監理技術者又は主任技術者の配置を要件としている建設工事に配置する監理技術者又は主任技術者(請負金額(税込)4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)以上の建設工事に配置する者に限る。)及び監理技術者による兼任を予定している建設工事に配置する監理技術者補佐にあつては、申請締切日現在において雇用期間が3か月を経過していることが前記18の(3)のイに規定する書類により確認できる者に限る。なお、在籍出向者及び派遣社員にあつては、次のアからエまでのいずれかの通知に該当し、直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる場合に限り配置を認

的かつ恒常的な雇用関係が確認できる場合に限り配置を認めるものとする。

ア～エ (略)

- (5) 総合評価落札方式における技術評価の評価項目のうち、「配置予定技術者の施工経験」、「配置予定技術者の工事成績評定点」、「若手技術者及び女性技術者の活用」又は「設計業務の実績と携わった立場」(以下「技術者に係る評価項目」という。)において、加算点が与えられている場合には、当該工事等に監理技術者(特例監理技術者を含む。)又は総括責任者として配置する技術者は、当該工事等に提出する技術資料(以下「技術者に係る技術資料」という。)に記載した者でなければならない。ただし、ア、イ又はウに該当する場合はこの限りでない。

ア～ウ (略)

- (6) (略)

- (7) 技術者等は、当該工事に専任するものとし、工事現場に常駐(業務にあつては、個別事項において専任の要件が設定されている場合に限る。)しなければならない。ただし、(12)に該当する場合は、この限りでない。なお、(8)、(9)又は(10)の規定により監理技術者、主任技術者又は現場代理人を兼任する場合は、当該特例監理技術者、主任技術者又は現場代理人に係る専任及び常駐を緩和するものとするが、兼任した工事のいずれかの現場に常駐することとし、また、兼任した工事以外の案件に係る職務との兼任は認められないので、注意すること。

- (8) 監理技術者の兼任の取扱いについては、次のとおりとする。

ア 兼任する工事の両方で、次の条件を全て満たす場合は、合計で2件の工事の兼任を認めるものとする。(他自治体及び民間発注工事を含む。)

(ア)～(オ) (略)

(カ) 次に掲げる a 又は b を満たすこと。

a 事後審査書類提出時に配置予定又は既に工事に配置している監理技術者との兼任であること。

b 落札した工事に配置した監理技術者を、他の工事(本市(上下水道局を含む。)発注の指名競争入札による工事若しくは随意契約による工事、他自治体発注の工事又は民間発注の工事)に兼任で配置させる場合は、(11)の規定に基づき特例監理技術者兼任審査申請書兼誓約書を提出した監理技術者との兼任であること。

(キ) 特例監理技術者が不在の場合においても監理技術者の職務が円滑に行えるよう、特例監理技術者と監理技術者補佐の間で常に連絡が取れる体制を確保すること。

イ (略)

ウ 同一月に公告した工事において、落札候補者となった複数の工事に特例監理技術者による兼任をさせる場合(先に落札候補となった案件が既に契約締結している場合を除く。)は、後から落札候補者となった工事の事後審査時に、特例監理技術者兼任審査申請書兼誓約書を提出すること。また、先に落札候補者となった工事の契約締結後に、他の1件の工事において落札候補

めるものとする。

ア～エ (略)

- (5) 総合評価落札方式における技術評価の評価項目のうち、「配置予定技術者の施工経験」、「配置予定技術者の工事成績評定点」、「若手技術者及び女性技術者の活用」又は「設計業務の実績と携わった立場」(以下「技術者に係る評価項目」という。)において、加算点が与えられている場合には、当該工事等に監理技術者又は総括責任者として配置する技術者は、当該工事等に提出する技術資料(以下「技術者に係る技術資料」という。)に記載した者でなければならない。ただし、ア、イ又はウに該当する場合はこの限りでない。

ア～ウ (略)

- (6) (略)

- (7) 技術者等は、当該工事に専任するものとし、工事現場に常駐(業務にあつては、個別事項において専任の要件が設定されている場合に限る。)しなければならない。ただし、(12)に該当する場合は、この限りでない。なお、(8)、(9)又は(10)の規定により監理技術者、主任技術者又は現場代理人を兼任する場合は、当該監理技術者、主任技術者又は現場代理人に係る専任及び常駐を緩和するものとするが、兼任した工事のいずれかの現場に常駐することとし、また、兼任した工事以外の案件に係る職務との兼任は認められないので、注意すること。

- (8) 監理技術者の兼任の取扱いについては、次のとおりとする。

ア 兼任する工事の両方で、次の条件を全て満たす場合は、合計で2件の工事の兼任を認めるものとする。(他自治体及び民間発注工事を含む。)

(ア)～(オ) (略)

(カ) 次に掲げる a 又は b を満たすこと。

a 事後審査書類提出時に配置予定又は既に工事に配置している監理技術者との兼任であること。

b 落札した工事に配置した監理技術者を、他の工事(本市(上下水道局を含む。)発注の指名競争入札による工事若しくは随意契約による工事、他自治体発注の工事又は民間発注の工事)に兼任で配置させる場合は、(11)の規定に基づき監理技術者兼任審査申請書兼誓約書を提出した監理技術者との兼任であること。

(キ) 監理技術者が不在の場合においても監理技術者の職務が円滑に行えるよう、監理技術者と監理技術者補佐の間で常に連絡が取れる体制を確保すること。

イ (略)

ウ 同一月に公告した工事において、落札候補者となった複数の工事に監理技術者による兼任をさせる場合(先に落札候補となった案件が既に契約締結している場合を除く。)は、後から落札候補者となった工事の事後審査時に、監理技術者兼任審査申請書兼誓約書を提出すること。

者となった場合は、配置済みの監理技術者を特例監理技術者へ変更する届出を行うこと。

エ 監理技術者から特例監理技術者への変更又は特例監理技術者から監理技術者への変更は、工期途中での交代には該当しないものとする。

オ 落札した工事に主任技術者又は監理技術者補佐として配置されている者については、他の工事との兼任は認められないので、注意すること。

(9) 主任技術者の兼任の取扱いについては、次のとおりとする。

ア 1件の請負金額(税込。以下同じ。)が 4,000万円 (建築一式工事の場合は 8,000万円) 以上の工事の場合

次の要件を全て満たす場合は、合計で2件の工事の兼任を認めるものとする(他自治体及び民間発注工事を含む。)

(ア)～(ウ) (略)

イ 単価契約による工事及び1件の請負金額が 4,000万円 (建築一式工事の場合は 8,000万円) 未満の工事の場合

原則、合計で2件の工事の兼任を認めるものとする(他自治体及び民間発注工事を含む。)ただし、建設業法第7条及び第15条に定める営業所専任技術者(以下「営業所専任技術者」という。)については、工事への配置は1件のみとし、工事の兼任は認めないものとする。

ウ (略)

エ イの規定に基づき主任技術者を兼任した場合において、変更契約により1件の請負金額が 4,000万円 (建築一式工事の場合は 8,000万円) 以上となった場合は、兼任しているいずれかの工事の技術者を変更すること(アに該当する場合を除く。)

オ (略)

(10) 現場代理人の兼任の取扱いについては、次のとおりとする。ただし、個別事項において兼任を認めない旨の要件が設定されている工事については、この限りでない。

ア 1件の請負金額が 4,000万円 (建築一式工事の場合は 8,000万円) 以上の工事の場合

次の要件を全て満たす場合は、合計で2件の工事の兼任を認めるものとする。ただし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合に限る。

(ア)～(エ) (略)

(オ) 次に掲げるa又はbを満たすこと。

a 事後審査書類提出時に既に工事に配置している 特例監理技術者、現場代理人、主任技術者又は他の技術者との兼任であること。

b 落札した工事に配置した現場代理人を、本市(上下水道局を含む。)発注の指名競争入札による工事又は随意契約による工事に兼任で配置させる場合は、(11)の規定に基づき 特例監理技術者兼任審査申請書兼誓約書又は現場代理人・技術者兼任審査申請書兼誓約書を提出した 特例監

エ 落札した工事に主任技術者又は監理技術者補佐として配置されている者については、他の工事との兼任は認められないので、注意すること。

(9) 主任技術者の兼任の取扱いについては、次のとおりとする。

ア 1件の請負金額(税込。以下同じ。)が 4,500万円 (建築一式工事の場合は 9,000万円) 以上の工事の場合

次の要件を全て満たす場合は、合計で2件の工事の兼任を認めるものとする(他自治体及び民間発注工事を含む。)

(ア)～(ウ) (略)

イ 単価契約による工事及び1件の請負金額が 4,500万円 (建築一式工事の場合は 9,000万円) 未満の工事の場合

原則、合計で2件の工事の兼任を認めるものとする(他自治体及び民間発注工事を含む。)ただし、営業所技術者(建設業法第7条に定める営業所技術者及び建設業法第15条に定める特定営業所技術者をいう。以下同じ。)については、工事への配置は1件のみとし、工事の兼任は認めないものとする。

ウ (略)

エ イの規定に基づき主任技術者を兼任した場合において、変更契約により1件の請負金額が 4,500万円 (建築一式工事の場合は 9,000万円) 以上となった場合は、兼任しているいずれかの工事の技術者を変更すること(アに該当する場合を除く。)

オ (略)

(10) 現場代理人の兼任の取扱いについては、次のとおりとする。ただし、個別事項において兼任を認めない旨の要件が設定されている工事については、この限りでない。

ア 1件の請負金額が 4,500万円 (建築一式工事の場合は 9,000万円) 以上の工事の場合

次の要件を全て満たす場合は、合計で2件の工事の兼任を認めるものとする。ただし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合に限る。

(ア)～(エ) (略)

(オ) 次に掲げるa又はbを満たすこと。

a 事後審査書類提出時に既に工事に配置している 監理技術者、現場代理人、主任技術者又は他の技術者との兼任であること。

b 落札した工事に配置した現場代理人を、本市(上下水道局を含む。)発注の指名競争入札による工事又は随意契約による工事に兼任で配置させる場合は、(11)の規定に基づき 監理技術者兼任審査申請書兼誓約書又は現場代理人・技術者兼任審査申請書兼誓約書を提出した 監理技術

理技術者、現場代理人、主任技術者又は他の技術者との兼任であること。
イ 単価契約による工事及び1件の請負金額が 4,000万円（建築一式工事の場合は 8,000万円）未満の工事の場合

次の要件を全て満たす場合は、合計で2件の工事の兼任を認めるものとする。ただし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合に限る。なお、営業所専任技術者については、工事への配置は1件のみとし、工事の兼任は認めないものとする。

(ア)・(イ) (略)

ウ (略)

エ イの規定に基づき現場代理人を兼任した場合において、変更契約により1件の請負金額が 4,000万円（建築一式工事の場合は 8,000万円）以上となった場合は、アにかかわらず引き続き兼任を認めるものとする。ただし、現場代理人が主任技術者を兼任している場合は、(9)のエの取扱いに準じるものとする。

オ (略)

(11) 落札した工事に配置した監理技術者、主任技術者又は現場代理人を、他の工事（本市（上下水道局を含む。）発注の指名競争入札による工事若しくは随意契約による工事、他自治体発注の工事又は民間発注の工事）に兼任で配置させる場合、当該他の工事の契約締結前に、監理技術者の兼任にあつては「特例監理技術者兼任審査申請書兼誓約書」を、主任技術者又は現場代理人の兼任にあつては「現場代理人・技術者兼任審査申請書兼誓約書」を事業サポート課に提出すること。また、この場合において、落札した工事に新たに監理技術者補佐を配置する場合は、当該監理技術者補佐は兼任申請日現在で、個別事項に定める資格を有していることが前記18の(3)のウに規定する書類により確認できる者、かつ、当該事業所と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が前記18の(3)のイに規定する書類により確認できる者とする。なお、在籍出向者及び派遣社員にあつては、前記25の(4)の取扱いに準じるものとする。

(12) (略)

(13) 建設工事にあつては、監理技術者（特例監理技術者を含む。）、主任技術者又は監理技術者補佐の専任期間及び専任を要しない期間については、国土交通省において定められている最新の監理技術者制度運用マニュアルによるものとする（専任以外の監理技術者（特例監理技術者を含む。）又は主任技術者及び現場代理人についても同様の取扱いとする。）。また、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、本市との連絡体制が確保されると認められた場合には、監理技術者（特例監理技術者を含む。）、主任技術者又は監理技術者補佐及び現場代理人の工事現場における常駐を要しないものとする。

(14)～(17) (略)

(18) 建設工事のうち、請負金額が 4,000万円（建築一式工事の場合は 8,000万円）以上となる工事にあつては、営業所専任技術者を配置することはできない

者、現場代理人、主任技術者又は他の技術者との兼任であること。
イ 単価契約による工事及び1件の請負金額が 4,500万円（建築一式工事の場合は 9,000万円）未満の工事の場合

次の要件を全て満たす場合は、合計で2件の工事の兼任を認めるものとする。ただし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合に限る。なお、営業所技術者については、工事への配置は1件のみとし、工事の兼任は認めないものとする。

(ア)・(イ) (略)

ウ (略)

エ イの規定に基づき現場代理人を兼任した場合において、変更契約により1件の請負金額が 4,500万円（建築一式工事の場合は 9,000万円）以上となった場合は、アにかかわらず引き続き兼任を認めるものとする。ただし、現場代理人が主任技術者を兼任している場合は、(9)のエの取扱いに準じるものとする。

オ (略)

(11) 落札した工事に配置した監理技術者、主任技術者又は現場代理人を、他の工事（本市（上下水道局を含む。）発注の指名競争入札による工事若しくは随意契約による工事、他自治体発注の工事又は民間発注の工事）に兼任で配置させる場合、当該他の工事の契約締結前に、監理技術者の兼任にあつては「監理技術者兼任審査申請書兼誓約書」を、主任技術者又は現場代理人の兼任にあつては「現場代理人・技術者兼任審査申請書兼誓約書」を事業サポート課に提出すること。また、この場合において、落札した工事に新たに監理技術者補佐を配置する場合は、当該監理技術者補佐は兼任申請日現在で、個別事項に定める資格を有していることが前記18の(3)のウに規定する書類により確認できる者、かつ、当該事業所と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が前記18の(3)のイに規定する書類により確認できる者とする。なお、在籍出向者及び派遣社員にあつては、前記25の(4)の取扱いに準じるものとする。

(12) (略)

(13) 建設工事にあつては、監理技術者、主任技術者又は監理技術者補佐の専任期間及び専任を要しない期間については、国土交通省において定められている最新の監理技術者制度運用マニュアルによるものとする（専任以外の監理技術者又は主任技術者及び現場代理人についても同様の取扱いとする。）。また、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、本市との連絡体制が確保されると認められた場合には、監理技術者、主任技術者又は監理技術者補佐及び現場代理人の工事現場における常駐を要しないものとする。

(14)～(17) (略)

(18) 建設工事のうち、請負金額が 4,500万円（建築一式工事の場合は 9,000万円）以上となる工事にあつては、営業所技術者を配置することはできない

いので十分注意すること。

(19) 本市から直接請け負う建設工事1件につき、以下のア又はイのいずれかに該当する場合は、必要許可業種に係る特定建設業許可及び監理技術者(特例監理技術者を含む。)の配置が必要となるので留意すること(共同企業体の他の構成員を除く。(なお、共同企業体の他の構成員であっても、当該工事に監理技術者を配置する場合は特定建設業許可が必要となるため留意すること。))。

なお、当初一般建設業許可又は特定建設業許可で受注し、主任技術者を配置した予定価格が9,000万円(税込)未満の建設工事において、設計変更が発生する場で、変更契約を行った結果、イに該当するおそれがあるときは、事前に工事担当課と協議すること。

ア 予定価格が9,000万円(税込)以上となる場合

イ 下請契約の合計金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)(税込)以上となる場合

(以下 略)

で十分注意すること。

(19) 本市から直接請け負う建設工事1件につき、以下のア又はイのいずれかに該当する場合は、必要許可業種に係る特定建設業許可及び監理技術者の配置が必要となるので留意すること(共同企業体の他の構成員を除く。(なお、共同企業体の他の構成員であっても、当該工事に監理技術者を配置する場合は特定建設業許可が必要となるため留意すること。))。

なお、当初一般建設業許可又は特定建設業許可で受注し、主任技術者を配置した予定価格が9,000万円(税込)未満の建設工事において、設計変更が発生する場で、変更契約を行った結果、イに該当するおそれがあるときは、事前に工事担当課と協議すること。

ア 予定価格が9,000万円(税込)以上となる場合

イ 下請契約の合計金額が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)(税込)以上となる場合

(以下 略)